

中央道笹子事故で一部不起訴不当 甲府の検察審査会

共同通信 2019/8/1

笹子トンネル天井板崩落事故の監視カメラ映像＝2012年12月2日

2012年12月に9人が死亡、3人が重軽傷を負った中央自動車道笹子トンネル（山梨県）の天井板崩落事故で、甲府検察審査会は1日、業務上過失致死傷容疑で書類送検された事故当時の中日本高速道路（名古屋市）の社長、金子剛一氏（76）らを不起訴処分とした甲府地検の処分について、一部を「不起訴不当」と議決したと明らかにした。

地検は再捜査するが、不起訴を維持した場合は検審の再審査には進まず、強制起訴には至らない。遺族や別の学者グループが関係する社長ら10人について、審査を申し立てていた。不起訴不当とされたのはこのうち2人。金子氏ら残る8人は「不起訴相当」とされた。